

①件名	国民健康保険税の算定に係る低所得者の軽減判定所得の見直しについて												
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布された。これに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得が見直しされた。</p> <p>【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図る。</p>												
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 地方税法（昭和25年法律第226号） 地方税法施行令（昭和25年政令第245号） 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>												
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成29年3月31日 地方税法施行令等の一部を改正する政令公布（平成29年政令第118号） 石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分 （平成29年4月1日施行）</p>												
⑤主要内容	<p>国民健康保険税の算定に係る低所得者の軽減判定所得の見直し</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">軽減割合</th> <th style="width: 40%;">改正後</th> <th style="width: 45%;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減</td> <td>33万円以下</td> <td>33万円以下</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>33万円+<u>27万円</u>×被保険者数</td> <td>33万円+<u>26.5万円</u>×被保険者数</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>33万円+<u>49万円</u>×被保険者数</td> <td>33万円+<u>48万円</u>×被保険者数</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合 ※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。</p>	軽減割合	改正後	改正前	7割軽減	33万円以下	33万円以下	5割軽減	33万円+ <u>27万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>26.5万円</u> ×被保険者数	2割軽減	33万円+ <u>49万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>48万円</u> ×被保険者数
軽減割合	改正後	改正前											
7割軽減	33万円以下	33万円以下											
5割軽減	33万円+ <u>27万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>26.5万円</u> ×被保険者数											
2割軽減	33万円+ <u>49万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>48万円</u> ×被保険者数											

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

法令に基づいた適正な課税ができる。

市の財政の負担

- ・国民健康保険税軽減世帯数及び額の見込

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	計
改正前	8,689世帯 475,595千円	3,056世帯 140,345千円	2,148世帯 40,113千円	13,893世帯 656,053千円
改正後	8,689世帯 475,595千円	3,113世帯 143,011千円	2,171世帯 40,351千円	13,973世帯 658,957千円
差引	0世帯 0千円	57世帯 2,666千円	23世帯 238千円	80世帯 2,904千円

※金額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計金額

- ・軽減した保険税相当額は、県が3/4、市が1/4を負担する。

⑦他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行うもの

⑧今後の予定及び施行予定年月日

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨その他

【参考】低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得金額

軽減割合	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯
7割軽減	改正なし	33万円以下	33万円以下	33万円以下
5割軽減	改正前	<u>59.5万円以下</u>	<u>86万円以下</u>	<u>112.5万円以下</u>
	改正後	<u>60万円以下</u>	<u>87万円以下</u>	<u>114万円以下</u>
2割軽減	改正前	<u>81万円以下</u>	<u>129万円以下</u>	<u>177万円以下</u>
	改正後	<u>82万円以下</u>	<u>131万円以下</u>	<u>180万円以下</u>